

〔講座〕 幕末における千葉県の医療制度に関する考察Ⅱ －佐倉藩の医療制度改革 4－

石 出 猛 史

(1996年7月4日受理)

要 旨

日本国内が尊皇攘夷運動で揺れる中、佐倉藩も真忠組の乱・水戸藩子年騒動などに際して頻繁に出兵を強いられた。元治元年(1864)前藩主堀田正睦が没した後、慶応年間に入ても医療制度改革は継続して行われた。この改革は藩の兵制改革の一環として行われた。その内容は、①藩の制式医学として西洋医学の採用と漢方医学の廃止、②藩医の職制の変更と軍医としての再編成、③養生所の開設が挙げられる。しかし明治新政府の成立に伴って明治3年(1870)種痘事業も医学所から在野の町医に移管され、同年11月には佐倉藩医学所も閉鎖された。その後も藩校において医学教育は行われたが、明治5年の学制発布に伴って藩校も閉鎖された。ここに39年間にわたる佐倉藩独自の医療制度も幕が下ろされた。

Key words : 慶応の医療制度改革、仮養生所、兵制改革、大政奉還

I. 緒 言

江戸時代全期間を通じて日本全国に藩校は220余あったが、医学教育を行っていた藩校は41である。これらのうち20万石以上の大藩が12校を占める。これは20万石以上の藩の半数以上が医学教育を行っていたことを意味する[1]。当時でも医学教育を行うためには相当な人的・経済的基盤を必要としていたことがうかがわれる。

江戸時代の千葉県は天領・譜代大名および旗本の知行所から成っていた。慶応元年には14の藩が置かれていたが、幕府老中を勤めた堀田氏(佐倉11万石)および久世氏(関宿4万8千石)、黒田氏(久留里3万石)を除いてはいずれも2万石以下の小大名であった[2]。これらのことから勘案すると、千葉県内では佐倉藩のみが医学校を運営したことでも首肯される。

万延元年(1860)の井伊直弼の暗殺を契機として江戸・横浜・京・大阪など日本の各地でterrorismの季節に入していく。安政・万延に続く文久・元治・慶応年間には尊皇・攘夷という主義思想を軸として各地の多くの藩が内部抗争をおこすという日本史々上且てなかった珍事が発生する。

動乱の主要舞台は京阪地方を中心とした西日本であったが、元治元年(1864)の九十九里地方における真忠組の乱、水戸藩天狗党騒動における出兵など佐倉藩も無関係ではいられなかった[3, 4]。同じ年、前藩主堀田正睦が没した(図1)。このような状況の下で、佐倉藩の医療制度はさらにdrasticな改革がなされていった。

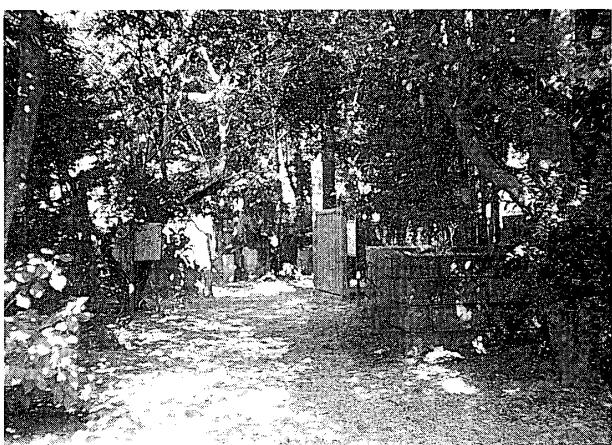


図1 堀田氏御奉所
佐倉市新町甚大寺内
正俊・正睦・正倫3代の墓がある。

II. 資 料

15. 佐倉藩より幕府への請願[5]

一井上河内守様へ兼而差出置候御歎願書の御書取
相済公用人を以御渡成され候
相模守御家来佐藤舜海儀 此度御用ニ付出府仕
らせ候様御達御座候 同人事兼テ西洋医学相学
厚御世話も有之修行仕らせ 此節御用達候ニ付
御在所表に於て専ら治療仕らせ且医学訓導
も仕らせ置候処 方今時事容易ならざる折柄に
付 御小家乍らも 軍制変革仕兼ては軍隊の用
に相立て難く 是迄の御手医師方悉く西洋医学
に改派仰せ付られ医風一変仕らせ 且又行届兼
候義には候得共 病院之場所御取建都テ医学所
の学政更張仕度 仍ては右変革の義 諸事同人
江取扱仕らせ候筈にて取調も大略出来 近日相
発候心組に候処 此度御用の儀は斗難き思召候
得共 万一召出され候義も御座有る可き哉 左
候ハゞ當人之規模は申上に及ばず 相模守様に
於ても有難き御事には畏候得共 何文前文の次
第にて同人へ差代らせ候は不相成 差支仕り家
政も瓦解仕る可く 御当惑至極に思召候 依之
御自由ケ間敷思召に候へ共 前文の通御拠無次
第御□□下され 出格の御沙汰を以て差出され
の義は御免下し成され候様偏に奉願 尤一時の
御用向にて候ハゞ 何時にも御差支無く御召
呼差出し申す可く候 此段各様迄御歎願申上候
様仰せ付られ候 以上

十月九日

堀田相模守家來
野村弥五右衛門

(解題) この度、当藩家臣佐藤舜海を幕府に差し出すようにとの御指示ですが、同人へは当藩も肩入れしており、これまでにも診療・教育に当らせておりました。軍制改革にも関連しており、藩公認医学を西洋医学に変え、予定されている病院の設置・医学所の改編などについても舜海に担当させることになっており、調査もほぼ終了しております。

今回の登用は本人だけではなく藩主としても有難いことですが、前記のような事情であり、出仕を承諾してしまいますと藩政にも支障があるため、斟酌の上御容赦下さい。但し、臨時の御用に対してはいつでも応ずる用意が御座います。

16. 漢方医の藩医への任用廃止[5]

十月廿二日席触有之 那賀山洞春罷出候処仰出
左の通 香宗我部格申渡 医学の儀文明院様深き
思召在らせられ 専ら西洋医術御取用ひ之儀は何
れも承知の事に候処 方今の時勢此上御人数出等
有之候とも 内外一致の医術に無之候では御用立
不申 依之漢方医術御廃止候 年若の御医師並伴
共は旧習に泥まず専ら西洋医術修行致さる可く候

万一不心得のものは外勤向仰せ付られ候間 早々
申達せられ可く候 且又家業に無之者も医業望の
者は修業致さる可く 修業候ては人により御医師
に召仕られ可く候間 俗体にても勝手次第致す可
き旨仰せ出され候 畢而町在医師の儀は是迄の通

漢方相学候とも御構無之候 右の趣同席並病氣
引込の同列江申通 五組給人中組附支配の者えも
可被申聞候

一座 御旗奉行より 御医師迄

(解題) 藩の医学については先代藩主故正睦公も
深く心を配っていた。西洋医術を重用されてい
たのは周知の事実である。時節柄更に出兵も予想
される事から、施療法が違っては役に立たないので
今後藩の正式医学としては漢方を廃止する。

若年の医師・医師の跡取は今後西洋医術を学ぶ
こと。これに従わない者へは他の勤務を申しつける。
家業が医家ではなくとも、医者になりたい者
には修業を許可する。但し、藩医に採用されるま
では普通人の姿をしていて良い。在野の医師につ

いては従来の通り漢方を行っても差支えはない。

17. 医学所の人事等の改変[5]

慶応二年十二月七日 召呼 佐藤舜海
此度医政御改革ニ付 其方事 席御側御用人被成下
第一等医師被仰付候 人念可相勤候
右申渡書付渡

召呼 浜野了元

此度医政御改革ニ付 其方事 第二等医師被仰付候
人念可相勤候
畢而勤方之義 佐藤舜海得差図 可被相勤旨
当番甚太夫申渡
右申渡書付渡

(以下略)

(解題) 佐藤舜海を呼び出し、医政を改革するに当って席次を側用人格とし一等医師を命じた。勤務に精励するように申し渡された。次いで浜野了元が呼び出されて二等医師に命じられたうえ、その職務については佐藤舜海の指示を受けて職務に精励することを申し渡された。

18. 人別帳[3]

其村々人別帳江書上之外 医師有之候ハヽ 苗字名前年 漢方か蘭方か誰門人ニ有之哉 以書付来る十八日十九日両日之内 役所江可相届候 此廻状早々順達留村り役所江可相返候以上

六月十五日 田中秀次郎様ら

(解題) 村々において戸籍を記載する他に、村在住の医師がいたらその姓名・年齢・漢蘭の別・師について記載し、6月18・19日のうちに役所まで届け出ること。

19. 養生所設立の触書[3, 5]

医政御改之御趣意茂有之ニ付 養生所御取建被成度は候得共 当年は御家中擬も不被為届候折柄ニ付 此度は仮ニ養生所御取建被成近々開業ニ候右は御家中小給之者 御領中之窮民等 流行病等ニ染候者手挾之住居ニテ 大氣之流動茂不宜所ニ臥床いたし 殊ニ不潔なる臭気などを嗅き 其外も療養行届兼候而是治すへき病も是か為に治せざるニ至而 者多有之不便之事ニ思召 此等之病患

を御救ひ被成候御惻坦之至ニ出候御盛舉ニ候 依之十二俵半取以下不勝手之者 御領中町在の窮民は 病院江寄宿御手当被成下 御施薬被下置候諸士以上たりとも 銘々住居等不宣或看病も行届不申者は 養生所江寄宿願候ハヽ可被付候 且又毎日朝四時より一等医師始御医師相詰候間 大寄合以下并家族迄 病有之者は同所江罷越 診療を受調剤をもらひ可申 歩行出来兼候病症ニ候ハヽ 同所江申入次第御医師罷越可申 薬剤は元価にて御払被下候間銘々より謝礼ニ不及 以後御医師宅ニ而私ニ調剤いたし私ニ被頼候儀ハ御禁止ニ候間 左様可被相心得 尤無拠儀ニ而銘々望之御医師相頼 宅江相招候も不苦候得共 其段養生所江相達可申 右の節薬剤は同様御払被下候得共 銘々より其御医師江相当之謝礼可致 右割合は追而可被仰出候 此節公辺ニ於ても西洋方御医ならてハ拝診不被仰付 御家於而是因より厚く御信用之事故

此度別帳を以右治療を受候様御諭有之候得共 中には不信向之者も可有之 右様之面々江は此上強く御説得ハ不被成候間 是迄之漢方御医師江治療相頼候とも勝手次第可致 乍去御廢相成候医業ニ付 会所ニ而薬種料引取之御世話は被相止候 委細は別帳御趣法書 御目付部屋江被差出候間罷出拝見可被致候 猶追々仰出候儀も可有之候右之通御家中江可相触候

八月廿三日

(解題) 医政改革に当って家の事情もあって差当り仮養生所を設置する。一番の目的は下級藩士および貧しい領民を対象としているが、彼らは伝染病に感染しても通風が悪い不潔な臭気の中で臥床していたのでは治るものも治らないであろう。このような者が多いことを憐み、困窮している下級藩士や領民を入院させて看病し薬を与えることとする。

諸士以上であっても、住居・看病人の状況によっては願い出れば入院を許可されるであろう。毎日午前10時から医師が診療を行うので大寄合以下また家族も含めて人は来院して診察を受けるように。歩行が困難な患者については往診も行う。薬剤は原価で処方するので謝礼の必要はない。

原則として養生所医師の自宅診療は禁止する。しかしどうしても仕方がない場合には希望の医師に診療や往診を頼んでもよいが、養生所に届ける

こと。薬代の扱いは同じだが、相応の謝礼をすること。現在は藩公も西洋医にしか診させないくらい西洋医に信頼を置いているが、信頼しない者に対しては無理に説得はしないので漢方医にかかるのは自由である。しかし、漢方は公式には廃止するので養生所では薬代の取り扱いはしない。

20. 医師試験および鑑札下付[5]

御領分町在に罷在候医者共中ニは 一向学びも無之者 勝手儘ニ治療いたし人之性命を害候者も有之哉ニ付 追々於医学所其業相試可申 万一如何敷医者有之候ハヽ無拠治療差留可申間 鑑札無之者は治療為致申間敷候 依之医者姓名糺早々可被差出候
右之通町在江被仰出候 西洋方漢方之無差別相改候上可被申達 尤在医之事ニ付格別相候業は無之 大抵筋立候ハヽ治療ハ差許可申 ト筮祈禱などにて治療いたし候族ハ嚴禁ニ可致間 其心得を以取扱可申 尤試方之儀は取調可被相伺候
八月廿三日

(解題) 領内の開業医の中には勉強もせず勝手な治療をして患者を死なせる者もいる。そのうち医学所で試験を行い、不適当であれば治療を止めさせる。理に叶った治療を行える者には医学所より鑑札を発行する。鑑札を持たない者には治療を許可しないので、開業医の姓名を調べて早々に提出すること。

開業医に就ては、西洋・漢方にかかわらず調べること。但し在野の医師のことであるから、格別優れた者がいるとは考えないので、筋道立った治療を行える者には治療を許可する。占い・祈禱などによる治療は固く禁止する。試験については調査の上で伺いをたてること。

III. 考察

文久から慶応年間にかけて、当時の状勢に従い佐倉藩も各地に出兵を命じられた[6]。文久2年(1862)には横浜外人居留地、同3年神奈川港・相模国三浦郡鴨居村の警備にそれぞれ当っている。慶応元年(1865)には藩主正倫が自ら兵を率いて京都御所南門の警備に当っている。さらに同2年横須賀製鉄所、同3年品川御台場・江戸城雉子橋

の警備などに度々駆り出されている。これらに伴う経済的負担は少からぬものがあった。

元治元年(1864)の真忠組の乱、水戸天狗党騒動に際しては出兵して交戦している。この時捕虜となった天狗党に対する佐倉藩の扱いが極めて親切であったことは良く知られている。同じ年京都では新選組による池田屋への斬り込み・蛤御門の変があり、京都から長州藩が駆逐された。佐倉藩の慶応年間の医療制度改革はこのような世情のもとで行われた。

15. 慶応2年の改革の概略について(資料15) (表1)

井上河内守正直は遠州浜松藩(5万3千石)々主で、当時の老中。この資料は佐倉藩江戸留守居役に対して佐藤舜海を幕府奥医師に召し出すという指示に対する断り状であるが、この資料によって慶応の改革の大概を知ることができるので冒頭で紹介する。

改革の内容を列挙すると、(1)藩の正式医学として西洋医学の採用、(2)病院の設置と医学所組織の改編、(3)これらの改革は軍制改革との関りで行われることであり、さらに医制改革は佐藤舜海を中心に行われ、調査も終了して実行に移す段階にきている事が挙げられている。

この項では慶応の改革と舜海の長崎留学との関係について考察を加えたい。舜海の長崎留学の経緯については前稿でも触れているが、もう少し詳しく検討を加える。当初長崎留学の希望は舜海から出されているが、これに対して養父佐藤泰然は賛成しない。舜海は藩主正睦に泰然への説得を直訴し藩命を似て出立している。この時には舜海の義弟で泰然の実子松本良順も泰然の説得にあたっている。

舜海の長崎留学期間は万延元年12月から文久2年1月までである。文久元年には長崎養生所も開設されている。これらの事を勘案すると、当時佐倉藩医学所教授であった佐藤舜海の長崎行が藩政と無関係であったとは考えにくい。医制改革が軍制改革と擡げて行われたことを考慮すると、藩主および藩政府首脳の意向があったことは十分に考えられる。舜海が長崎から金井右膳に宛てた書簡に、良順の言として、「余が義兄御家之佐藤某与申者治療医にて此度受君命伝習に罷越候」(資料

表1. 慶応・明治期の医療制度改革

明治期に入っても順天堂佐藤氏・藩医出身の浜野氏らが印旛郡医界で活躍した。

	藩 政	幕 政
文久 元. 5.		浪士高輪東禅寺に英人襲撃
2. 1.		坂下門の変
4.		寺田屋事件
5. 横浜外人居留地警備		生麦事件
8.		品川英國公使館焼き討ち
12.		長州藩米仏蘭連合艦隊と交戦
3. 5. 神奈川港・相模国三浦郡鴨居村警備		薩英戦争
7.		天誅組挙兵、7卿落
8.		生野の挙兵
10. 禁裡（京都御所）守衛		水戸天狗党の乱
元治 元. 3. 前藩主正睦没		池田屋事件
6. 水戸天狗党追捕に出動を命ぜられる		蛤御門の戦
7.		幕府による長州征伐、英仏米蘭連合艦隊による下関砲撃
8. 天狗党と交戦		
9. 真忠組を制圧		高杉晋作挙兵
10. 那賀湊で天狗党と交戦の上鎮圧		第2次長州征伐
12.		諸外国との条約に勅許が下される
慶応 元. 4. 禁裡守衛		自由貿易許可
10. 兵制改革、軍事調所の設置		
12. 舜海の建議で医政改革を行う、漢方の廃止		
5. 藩兵を歩騎砲に編成の席触		
10. 医学所の職掌改正		
11. 江戸湾警備		
3. 2. 郷兵心得方の達		
3. 9. 仮養生所開業		
10.		大政奉還
12.		王政復古
明治 元. 1. 藩主正倫京都で総督府に軟禁される		鳥羽伏見の戦、徳川慶喜征討の大号令下る
3.		上野において東征軍が彰義隊を駆逐
4.		明治と政元
9.		東京遷都
2. 3. 藩政改革		版籍奉還
6.		官制改革により6省設置
7.		
3. 10. 兵制改革、種痘医任命の布告		工部省設置
閏 10. 11. 医学所閉鎖		
4. 7. 藩校閉鎖		廢藩置県
5. 8. 藩校閉鎖		学制頒布

14) とあることからもこの事が裏付けられるであろう。

前稿でも触れたが、藩主正睦は長崎海軍伝習所への Holland 海軍教官団の来日に際して「軍医」

の派遣を要請している。単に蘭医学の教授と病院の設立・運営を目的とするのなら、「軍医」にこだわる必要はなかったであろう。当時既に正睦および藩政府首脳陣は、近代的兵制および戦場にお

ける医師の重要性を念頭に置き、改革の構想を練っていたのではないかと考えられる。

佐藤泰然は舜海の長崎行に反対する理由を成徳書院総裁金井右膳に宛てた書簡でのべている[5]。Pompeは若輩であるため、益するところは少いであろう、さらに経済的な負担も大変なものであるとしている。

この書簡には、「昨年家作仕候茂 舜海永く相住候ニ付 同人ニ相任 私儀は自身之居所などハ雨露之差支さへ無之候得は 物入少き方專一と仕居候も 借財方恐候故之儀ニ御座候 夫故いまた破れ候まゝにて御座候」「私ニ留守宅まかない候様ニ申越候得共 四五年来舜海発達を相樂しみ如何とも小生志慮不慮不相加故ニ 急ニ私引受候而ハ不都合のミ多く 病人体ミ同様ニ可相成 諸生も悉く退散可仕候」とあり、泰然の本心は「家業に専念して欲しい」ということのようである。

舅と聟の確執の觀がある。泰然の書簡からは佐倉藩医学の進歩・改革といった視点はうかがえな。当時既に隠居していたとはいうものの、これらの事実を考慮すると從来言われてきた程、泰然の藩の重要政策への関与は大きいものではなかった事が推定される。

16. 医師の許認可制について(資料16, 18, 20)

佐倉藩における医業許認可制度の導入は近世の日本において他に類をみないものであった。英国では1858年、20年の努力の結果医事法が承認された。これには3つの大原則が挙げてある。①試験による医師資格の認定、②法的に認められた開業権、③専門職の組織における自治権である[7]。

Germanyにおいては国家統一の問題も絡んで少し複雑である。例えばPreußenでは1794年の法令で既に無資格者の医療行為を禁止しているが、19世紀の後半にも依然として無資格者による診療が行われていた。1825年の医療法に規定されているように、Preußenでは習得した教育課程・訓練期間・資格試験合格によって医師の資格は3等級に分けられていた[8]。

幕末の日本が範とした当時のHollandでは1865年に体系的な医療法が制定されている。①医事法、②薬事法、③医師・薬剤師などの資格に関する法、④国家医療管理法の四つの法から成っていた[9]。

長崎滞在中、佐藤舜海はHollandよりもむしろPreußenおよび英國に眼を向けていたことが知られている。またその書簡から、来日中の若いPreußenの医師たちから大きな感化を受けていたことがわかる[5]。舜海は維新後いち早く実子進を医学修業のためにGermanyに留学させている。

明治政府においてドイツ医学の採用を推進した大学権大丞相良知安は佐倉順天堂時代の舜海の弟子である。Leopold Müller・Theodor Hoffmannの着任と共に舜海が大学大博士を辞して下野したのは皮肉といえまい。

医師鑑札下付に先立って領内村々の医師の人別を提出させているが、6月の通達の後、8月にも再度催促をしていることから集りが悪かったのであろう。これと関連して、占い・祈禱を厳禁するとしていることから、在野には漢方医すら十分にはいなかつたのではなかろうか。管見した限りでは資格試験および鑑札下付が実行された形跡はみられない。

当時行われていた民間療法の最も極端な例は食人である。胆嚢が珍重されていたことはよく知られており、山田朝右衛門は処刑後罪囚から切り出した胆嚢を「人膽丸」と称して売っていた。肺病に効果があると考えられていた[10]。明治に入っても「其靈天蓋（頭）及び陰茎人胆丸を鬻せしむ」とあり、明治3年の「太政官布告」でも「罪囚の屍骸に就き胆を抽き及び其屍骸を擊て刀剣の利鈍を試みるを禁ず」とある[11]。

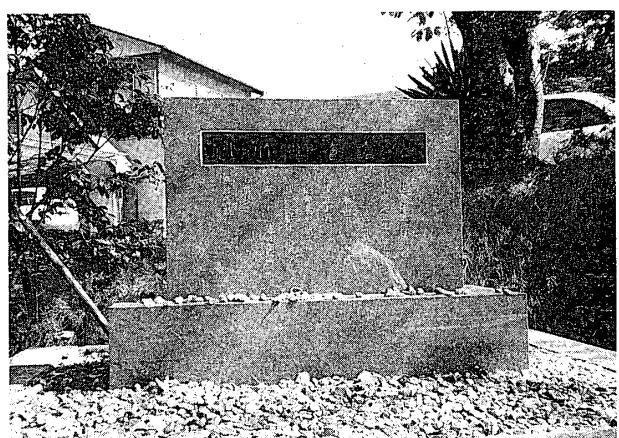


図2 佐倉藩養生所跡

佐倉市宮小路町。

現在は印旛郡都市農業共済組合が置かれている。後方は県佐倉保健所。

17. 養生所の設立について（資料17, 19）（図2）

仮養生所の設立には2つの意味が考えられる。一つは純然たる病院制度の確立であり、もう一つには軍制との関りである。慶応の改革が従来のものと異なる点は医学教育についてほとんど触れていない事である。わずかに「若い藩医・藩医の子弟は今後西洋医学を学ぶように」とある位である。

病院制度の確立については長崎の養生所を参考としたことが推定されるが、興味深い点は、今日の病院組織の原型が既にみられる点である。まず、「養生所」と「病院」という語を使い分けているが、「病院」は病舎の意味で用いているようである。

藩の医制における漢方の廃止に伴って、藩士である漢方医は養生所の看病人頭取・調剤方・針治導引医師など看護士、薬剤師に相当する役に再配置されている[4]。針治導引医師については明らかではないが、種痘医もしくは鍼医であろうと推定される。また一等医師は病院長、養生所惣取締は事務長職となる。

軍制との関りでは教授等の職制が廃され、一等から三等までに等級分された点が挙げられる。またこの時舜海は歩兵隊御用兼務即軍医長も命ぜられている。養生所の勤務は診療が主体である。しかも、藩兵が出兵する際には西洋医が数名ずつ従軍している。これらを考慮すると養生所の医師が学生の講義に十分な時間をさく事は無理であったと考えられる。この時期の医学教育については明らかではない。

この頃、佐倉藩では領内の村々に歩兵隊兵士微兵の割り当てを行っている[5]。順天堂からは舜海の実子進・岡本道庵（後に二代目佐藤舜海）も養生所医師に任じられている。これも順天堂医師の優秀さを論ずる以前に、要するに微兵の一環であったのであろう。「軍陣医学は西洋医学に限る」としながらも養生所調剤方に歩兵隊附属を命じていることからも[5]、軍医の不足が推定される。

これらを勘案すると、当時の佐倉順天堂は西洋医学の講義場・人材供給源として、佐倉藩の軍制・医制の一部として取り込まれていたことが考えられる。

従軍々医の歴史は新しいものではない。佐倉藩でも文政7年（1824）、房総警備に出動した際に

も本道鏑木尚安・外科浜野升甫・馬医千葉平格の3名が同行している[12]。さらに、天正年間（1573-1591）の土氣酒井氏の家臣団名簿にも「医者衆」として「千石内科外科村田元祝 千石啞科今井玄覚 三百石内科兼学医陳野原宗斬」とあり、戦国時代の戦場に軍医が従軍していたことが推定される。啞科の意味は不明である[13]。

佐倉藩では慶応2年（1866）10月1日、藩兵を改編している。改編後は歩兵・騎兵・砲兵・教育隊で編成され、総員は1,357名であった。各科に配属された医師は慶応3年10月当時、2等医師5名・3等医師12名の計17名であり、兵科の規模に応じて各科の本営（司令部）に1～9名が配属された[14]。これらを勘案すると、正睦が長崎海軍伝習所への医師派遣要請に際して「軍医」を指名した理由も明らかである。

慶応2年の兵制改革を考慮すると、養生所における診療の主たる対象を下級藩士としたことも単なる福祉政策ではないことが判る。戦場で優秀な戦闘員であるためには健康で頑強な身体を有している必要があるからである。

当時の衛生概念として通気性を重視している。松本良順も長崎養生所の建物が通気に重点を置いた構造であったことを述べている[15]。しかし、通気性の重要性については江戸時代の初期に既に指摘したものがある。元禄元年（1688）に出された「囚獄石出勘太夫江被仰渡覺」に、「牢死多候間 牢屋風吹貫候様ニ 所々格子可申付事」[16]とある。これは小伝馬町牢屋敷の牢舎の改善命令である。旧くから換気には注意が払われていたことがわかる。

18. その他のこと

順天堂における外科手術の特徴が無麻酔手術にあったことはよく知られている。しかしこの当時欧米では既に diethylether・chloroform を用いた全身麻酔による手術が成功を収め、実用に供され始めていた[17]。従って順天堂といえども当時の世界的趨勢からは遅れを取っていた。

順天堂が多数の人材を輩出したことは良く知られているが、慶応元年当時の「順天堂塾社中姓名録」に「石州津和野 森静口」という名がみられる[14]。鷗外森林太郎の父森静泰（後静男）とされている。静泰は津和野藩々医であるが、鷗外の

著書、鷗外の研究者として知られている故松本清張氏の著書にも[18]、静泰の順天堂時代について触れたものはみられない。静泰については千住時代が良く知られている(図3)。

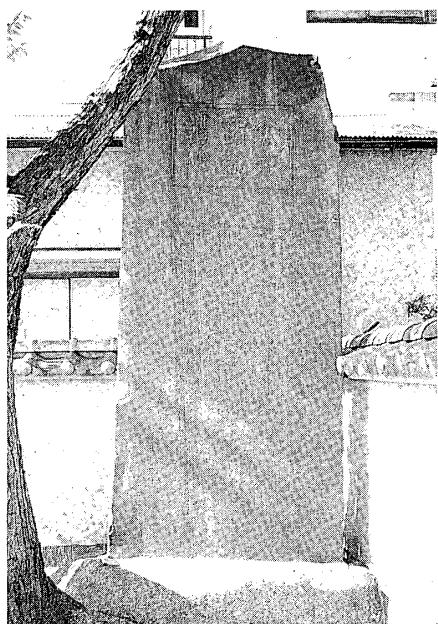


図3 大正記念道碑

足立区千住宮元町。撰文 森鷗外。
大正道作成の経緯と、千住の開拓者石出掃部
介吉胤の事蹟を記したもの。千住に居住した
ことのある鷗外が、唯一千住に残した記念物。

慶応4年(1868)1月、島羽・伏見の戦で幕府軍は敗退した。佐倉藩はこの戦には参加していない。この当時佐倉藩は奉幕派である。徳川慶喜の助命歎願のために藩兵300を率いて上京した藩主正倫はそのまま総督府によって幽閉されてしまった。一方東征総督軍に進駐された佐倉藩では東征軍に与する事を余儀なくされた。この後、大多喜(大河内氏)・佐貫(阿部氏)の城接収にあたり、さらに宇都宮・奥州岩城平・常州平潟にまで出兵した。11月10日奥州より藩兵が帰城し、佐倉藩の戊辰戦争は終了した[6]。

明治2年(1869)6月版籍奉還。同3年閏10月藩庁より在野の種痘医の任命と、種痘事業を医学所から在野の種痘医に移管する旨の布告がなされた。同年11月医学所も閉鎖されたが、その後も尚、成徳館で医学教育が行われていたようである。同5年8月に学制が颁布されると共に藩校も閉鎖され、佐倉藩の医療事業も幕が下ろされた[19]。明治政府の政策の中心が「富国強兵」であったこ

とは良く知られている。その根底をなしたのが「日本全国画一化」である。これにより日本国内がすべて一つの制度下に置かれた。江戸時代は決して野蛮の時代ではない。他の諸国と比較しても極めて整備された法治国家であった。当時の260余藩の為政者は大きな裁量権を有しており、その能力・思想・財力などに応じて藩政を遂行した。従って制限はあったものの多様性に富んでいたといえる。

明治7年7月町村有志の寄金と県令の意向により共立病院が設立された(図4)。即千葉大学医学部の前身であり、院長二階堂謙は佐藤尚中の門弟である。大阪大学は、緒方洪庵の適々斎塾とは人的・物的なつながりはない。しかしその気風をもってその起源とする向きもある[20]。人的関わりから、千葉大学医学部の起源を佐倉藩々校に求めるには無理があるだろうか。

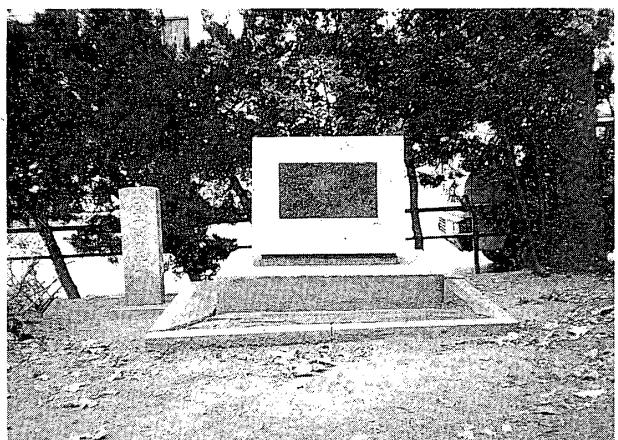


図4 共立病院跡

千葉市中央区院内町院内公園内。
後身の千葉公立病院の記念碑は、
中央4丁目の交差点付近にある。

まとめ

慶応年間に入つて佐倉藩で最後の医療制度改革が行われた。その特徴は当時の国内情勢に鑑みて兵制改革の一部として行われたことと、洋式医学のみを制式の医学としたことである。具体的には、①医学所内に仮養生所を設立、②藩医を西洋医のみとし、その職制も改正された、③藩医を藩軍各部隊に配属した。明治政府成立後も藩校における医学教育は継続されたが、明治5年の学制発布に

伴って佐倉藩の医療事業はすべてを終了した。

SUMMARY

After 1860, fighting in support of royalism and to expel foreigners developed in many parts of Japan. For this reason, the army of the Sakura Clan was often dispatched to keep guard. The former lord Masayoshi Hotta passed away in 1864.

In the Keio era, the last revolution in the medical system of the Sakura Clan occurred. Its characteristics involved the revolution in the military system, and only western medicine was recognized as legal medicine by the Sakura Clan. The first step included the establishment of a temporary medical center as the medical school. Then, western medical practice was adopted and Chinese medicine was no longer recognized as official medicine. The third reform included the reorganization of doctors, then doctors were officially attached to each unit of the army of the Clan.

With establishment of the Meiji Government, the task of vaccination was transferred from the clan's medical center to civilian practitioners and the clan's medical school was closed in 1870. In this way, the original medical system of Sakura Clan was abolished.

文 献

1. 石川謙：藩学一覧、讀史總覽、小葉田淳・寶月圭吾・豊田武・森克己監修、pp. 461-515、人物往来社、東京、1966.
2. 江戸時代大名配置表、日本史小辞典、坂本太郎監修、pp. 96-106、山川出版社、東京、1957.
3. 佐倉組廻状控、慶応二年、千葉市史・史料編7・近世、千葉市史編纂委員会編、pp. 386-404、千葉市、千葉、1989.
4. 山川菊栄：ゆく先はめいどの鬼と、幕末の水戸藩、pp. 350-357、岩波書店、東京、1991.
5. 篠丸頼彦：佐倉藩の医学と洋学、佐倉市史2、佐倉市史編さん委員会編、pp. 645-768、佐倉市、佐倉、1981.
7. Reader WJ：専門職と学校教育、英國生活物語、小林司・山田博久訳、pp. 153-175、晶文社、東京、1983.
8. McCllelland CE：ドイツにおける近代的専門職の発端、近代ドイツの専門職、南直人訳、pp. 37-65、晃洋書房、京都、1993.
9. Tiddens HA：オランダの医療、先進14カ国の医療システム、Raffel MW ed., 二宮陸雄監訳、pp. 315-376、毎日新聞社、東京、1990.
10. 石出帯刀：傳馬町の牢獄、同方会誌、56: 36-44、1931.
11. 木下真弘：新旧比較表（編年）、維新旧幕比較論、pp. 11-86、岩波書店、東京、1993.
12. 安房上総御備場手當大略、佐倉藩紀氏雜錄続集・千葉縣史料近世篇、千葉県企画部広報県民課編、pp. 367-409、千葉県、千葉、1985.
13. 土氣城主家臣幕下石附、土氣古城再興伝來記（写本）.
14. 篠丸頼彦：成徳書院、佐倉市史2、佐倉市史編さん委員会編、pp. 856-1123、佐倉市、佐倉、1981.
15. 松本順：崎陽の蘭畴、松本順・長与専斎自伝、pp. 3-27、平丹社、東京、1980.
16. 法律部五十、古事類苑・法律部三、細川潤次郎編集總裁、pp. 183-264、吉川弘文館、東京、1896.
17. Smith TC, Cooperman LH, Wollman H: History and Principles of Anesthesiology, The Pharmacological Basis of Therapeutics, sixth ed., pp. 258-275, Gilman AG, Goodman LS, Gilman A, eds., 1980, MacMillan Publishing Co. Inc., New York.
18. 松本清張：1、両像・森鷗外、pp. 3-11、文藝春秋、東京、1994.
19. 藩立学校（下総国）下、千葉県教育史1、千葉県教育委員会、復刻版、pp. 191-310、青史社、千葉、1979.
20. 藤野恒三郎：著者の横顔、日本近代医学の歩み、pp. 2-3、講談社、東京、1974.